

[審議事項 1] 第 3 章 守谷市が目指す協働のまちづくり

1. 協働のまちづくりの基本原則（改正版 5 ページ）

改訂前	修正 新規	改訂後
①情報共有の原則 お互いが持つ情報を公開し合い、どのような課題があるのか、どのような団体がどのような活動をしているのかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。 特に、行政が持つ豊富な情報は適切に公開されることにより、市が直面する課題に対して市民が自分たちの問題として関心を持つことが大切です。		（１）情報共有の原則 お互いが持つ情報を公開し合い、どのような課題があるのか、どのような団体がどのような活動をしているのかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。 特に、行政が持つ豊富な情報は適切に公開されることにより、市が直面する課題に対して市民が自分たちの問題として関心を持つことが大切です。
②対話と説明責任の原則 まちづくりを進めるにあたり、市や市民など関係する主体は、積極的に対話を行うことにより、目指すべき方向や実現するための方法等について共通認識を形成するとともに、お互いの理解と納得のもとで役割分担を図ることが大切です。特に市は、政策決定にあたり十分に説明責任を果たすことが必要です。		（２）対話と説明責任の原則 まちづくりを進めるに当たり、市や市民など関係する主体は、積極的に対話を行うことにより、目指すべき方向や実現するための方法等について共通認識を形成するとともに、お互いの理解と納得のもとで役割分担を図ることが大切です。特に市は、政策決定に当たり十分に説明責任を果たすことが必要です。
③自主・自立・対等の原則 協働のまちづくりとは、参加を強制されたり、活動を一方的に押しつけられたりする関係ではなく、参加者がお互いの立場や意見を尊重することが必要です。その上で、お互いの経験や能力が最大限に活用されるよう、対等な関係を結ぶことが重要です。		（３）自主・自立・対等の原則 協働のまちづくりとは、参加を強制されたり、活動を一方的に押しつけられたりする関係ではなく、参加者がお互いの立場や意見を尊重することが必要です。その上で、お互いの経験や能力が最大限に活用されるよう、対等な関係であることを自覚し、信頼関係を構築することが必要です。

	新規	（４）目的共有の原則 〔新規〕 目的を共有することで、それぞれが主体的に取り組むべき役割や一体となっていくべき内容などを明確にすることができ、円滑な取組を進めることが可能になります。また、協働は、課題解決の手段の一つであって、目的ではありません。協働のために事業を実施するということにならないように、目的を明確化し共有することが必要です。
	新規	（５）評価共有の原則 〔新規〕 協働する者同士が、相互に評価・検証することは、信頼関係を深めることや質を維持・向上させることにもつながります。